

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人赤碕福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年9月27日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組み、概ね改善が図られていた。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1</p> <p>評議員の就任承諾書について、承諾年月日が空欄のものが見受けられた。また、任期について、定款第7条第1項に「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」と規定しているが、平成29年4月1日から平成29年6月開催の定時評議員会終結の時までとなっていた。</p> <p>については、法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従うため、任期の起算点は選任された時であるが、就任日は就任を承諾した時となることから、就任を承諾した日及び正しい任期を記載した就任承諾書を改めて徴すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第38条)</p>	<p>平成29年3月7日開催の評議員選任委員会において選任された評議員(平成29年4月1日から平成33年6月開催の定時評議員会終結の時まで)8名について、正しい任期、就任承諾日を記載した就任承諾書を改めて徴した。</p> <p>なお、2名については、既に退任しておられるため、再度の提出の依頼は行わなかった。</p> <p>以後、就任承諾書について、就任を承諾した日を必ず記載していただくこと、就任期間に間違いがないよう事務手続を行うことを徹底する。</p>
<p>2</p> <p>定款第24条において、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常の業務について定めていないにもかかわらず、理事長が専決しているものが見受けられた。</p> <p>については、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めることが望ましいことから、専決規程等を定めること。</p> <p style="text-align: right;">(定款第24条)</p>	<p>令和元年10月28日開催の第5回理事会において、「赤碕福祉会理事長専決規程制定について」の議案の提出を行った。議事の中で、「赤碕福祉会決裁規程」の中に「理事長専決規程」を組み込んだ方が良いとの意見でまとめ、現在検討中である。</p> <p>「理事長専決規程」の趣旨に鑑み、令和2年3月開催の理事会に再度議案を提出し承認を得る予定である。</p>
<p>3</p> <p>グループホームきらり増築工事の入札について、計3回の入札を行ったが全ての入札参加者が予定価格を上回る金額であったとして、3回目の入札におい</p>	<p>今後、入札を実施するに当たって、入札金額が予定価格を上回った場合、再度の入札を行うが、落札者がいない場合は、最初競争入札に付するとき定めた予</p>

<p>て最低価格を提示した者と協議の上で随意契約を行っていたが、予定価格を上回る金額で契約を締結していた。また、当該入札において、複数の役員等による立会が行われていなかった。</p> <p>については、再度の入札に付し落札者がいない場合で、随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできないので、適正な事務手続により契約を行うこと。また、入札を行う場合は、監事や、複数の理事（理事長を除く）及び評議員が立ち会うこと。なお、地元市町村職員の立ち会いを求めることも適当である。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 （入札通知1（3）カ、徹底通知5（2）ウ、経理規程第74条第2項）</p>	<p>定価格その他の条件を変更することなく、適正な事務手続により随意契約を行う。</p> <p>また、入札の立会については、監事や、複数の理事（理事長を除く）及び評議員が立ち会い、適正に入札を実施する。</p>
--	---